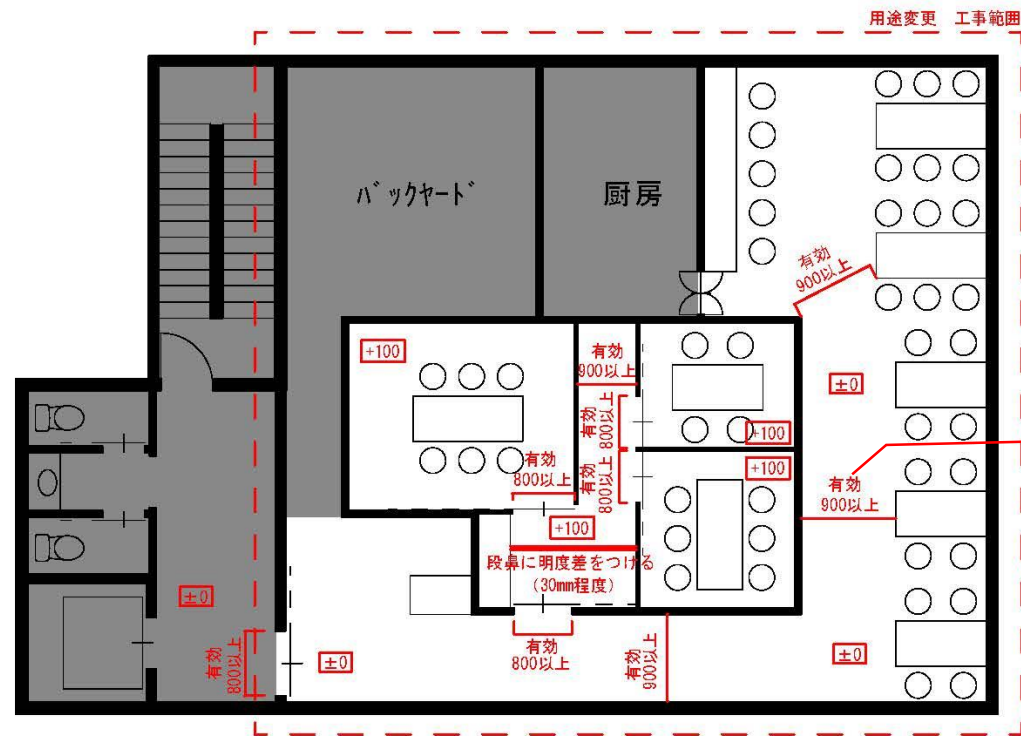


複合ビル等の場合は、各テナント区画ではなく建物全体の用途別面積に応じて基準を適用します。



「廊下等」の規定は店舗の部分が200㎡超の場合に適用されます。200㎡以下の場合も、有効幅員で90cm以上確保することが望まれます。

整備対象外部分とは、不特定多数の方が使用しない部分の外、既存部分のうち、工事を行わない部分をいいます。審査の円滑化のため、対象外部分については図面に表記をお願いします。

整備対象外部分：

床仕上げ	
客席	長尺シート貼り
個室	畳敷
個室前廊下	フローリング

<h3>福祉のまちづくり条例</h3>	対象階平面図	図面番号
		E - 1
福祉のまちづくり設計事務所 一級建築士 福祉 太郎		

図面等には設計者の記名をお願いします。